松 監 第 45 号 令和7年8月7日

松戸市長 松戸 隆政 様

松戸市監査委員関聡同三好徹同大谷茂範同松尾尚(公印省略)

令和6年度松戸市資金不足比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、 審査に付された令和6年度松戸市資金不足比率及びその算定の基礎となる事項 を記載した書類について審査をしたので、次のとおり意見書を提出します。

## 令和6年度松戸市資金不足比率審查意見

### 第1 審査の対象

令和6年度松戸市資金不足比率(松戸市水道事業会計、松戸市病院事業会計、 松戸市下水道事業会計、松戸市公設地方卸売市場事業特別会計、松戸市松戸都 市計画事業新松戸駅東側地区土地区画整理事業特別会計、松戸市相模台地区土 地区画整理事業特別会計)

上記の算定の基礎となる事項を記載した書類(以下「算定書類」という。)

## 第2 審査の期間

令和7年7月2日から同年8月7日まで

#### 第3 審査の手続

審査に付された令和6年度決算に係る資金不足比率が関係法令に準拠し、松戸市監査基準に基づき、適正に算定されているかを確認するために算定書類を照合し、審査を行った。

なお、審査にあたっては、関係職員の説明を求めたほか、当年度実施した例 月現金出納検査等の結果をも参考とした。

## 第4 審査の結果

審査に付された次の令和6年度決算に係る資金不足比率は、いずれも関係法令等に準拠して算定されており、算定書類を精査照合した結果、適正であると認められた。

#### ○資金不足比率

会計名	令和6年度	令和5年度	経営健全化基準
水道事業会計	— % (▲96.7 %)	— % (▲118.0 %)	
病院事業会計	— % (▲28.8 %)	— % (▲41.0 %)	
下水道事業会計	— % (▲43.7 %)	— % (▲39.0 %)	
公設地方卸売市場事業	— %	— %	20.0%
特別会計	<b>(</b> ▲13.0 %)	<b>(▲8.1</b> %)	
松戸都市計画事業新松戸駅東側	— %	— %	
地区土地区画整理事業特別会計	( 0.0 %)	<b>(</b> ▲6.0 %)	
相模台地区土地区画整理	— %	— %	
事業特別会計	(▲0.3 %)	( <b>▲</b> 3.5 %)	

<sup>※</sup> 資金不足比率は、資金に不足が生じていないため、「一 %」で表示している。 なお、( )内のマイナスの数値は参考として、資金剰余の程度を表示したものである。

# 第5 審査意見

資金不足比率は、いずれの会計においても経営健全化基準を下回っており、 経営の健全性は保たれている。

しかし、一部の会計において資金の余剰の程度が低下していることから、経 営の効率化に努められたい。